教育格差と再分配

氏名　若島大路
名列番号
学籍番号
指導教員　足立英彦
提出年月日　2022 年 1 月 10 日

論文要旨

近年、教育格差への人々の関心は強くなっており、「親ガチャ」とい言葉が流行語大賞にノミネートされるほどになっている。教育格差とは、子ども本人に変えることができない初期条件に起因する教育成果の格差であり、出身家庭の社会経済的地位と強い関連がみられる。日本の現状として、貧困にある子供は進学率が低く、また、親の社会的地位と子供の学力には正の相関があることが統計からわかっている。このような教育格差により、十分な教育を受けられず、低学歴となった者は所得階層が低くなる傾向があり、次世代へ格差が継承される点で大きな問題とされている。

このような格差是正について考えるうえで、個人の責任によらない「所与運」と、個人の制御下にある「選択運」とに区別して前者による格差は救済の対象とする運平等主義の考察を通じ、どこまでが教育格差であるか検討していく

また、本稿の後半部分では、再分配についての三つの見解について、それぞれの特徴やその欠点を考察していく。目的論的平等主義は、不平等それ自体を悪とし、平等を目指す考え方である。しかし、この見解は、より境遇の良い人々の水準低下による格差是正を積極的に受け入れる点で批判がなされている。そこで、これに代わる代替案として、優先主義が提案される。この見解は、目的論的平等主義とは異なり、平等を目指すのでなく、絶対的な水準に基づく境遇がより悪い人々へ優先性を与えるべきとする。そのため、水準低下を容認せず、「水準低下批判」を避けることができる。

しかし、優先主義にも満足せず、優先性が及ばなくなる上限を設けるべきとする立場がある。これが十分主義である。この見解は、一定の閾値を設定し、それを下回る人々への便益は優先する一方で、閾値を上回る人々には介入するべきでないとしている。

以上の再分配についての主要な考え方の検討を通して、教育格差を是正するうえで、「正義に適う再分配の正当化根拠」について考察していく。

目次

はじめに
第１章, 教育格差の現状とその問題点
　1-1, 日本における教育格差の現状
　1-2, 教育格差と社会的階層
　1-3, 教育格差による弊害
第２章, 教育格差と運平等主義
　2-1, 何が教育格差に含まれるか
　2-2, 運平等主義における運とその構造
　2-3, 選択運とは何か
　2-4, 選択運と所与運の境界線
第３章, 目的論的平等主義による再分配の正当化
　3-1, 再分配の正当化根拠
　3-2, 平等主義の分類と特徴
　3-3, 平等主義へ向けられる二つの批判
第４章, 優先主義による分配の正当性の根拠づけ
　4-1, 位置財としての教育
　4-2, 優先主義とは
　4-3, 目的論的平等主義との比較
　4-4, 目的論的平等主義への批判への応答
　4-5, 優先主義に向けられる批判
第５章, 十分主義に基づく分配の正当化根拠
　5-1, 目的論的平等主義・優先主義への疑問
　5-2, 十分主義と二つのテーゼ
　5-3, フランクファートの員数説
　5-4, クリスプの十分主義による反論
　5-5, 十分主義への二つの批判
まとめ

はじめに

近年、教育格差への関心が強くなっており、2021 年には、「親ガチャ」という言葉が流行語大賞にノミネートされている。「親ガチャ」とは、子ども本人には、どのような家庭に生まれるか選ぶことができず、運任せであり、その運によって人生が左右されることをスマホゲームの「ガチャ」に例えた言葉であるとされる。本稿では、こうした教育格差についての日本の現状についてまとめたうえで、教育という財の再分配について、「何が正義に適う正当化根拠か」という点を検討していく。

第１章　教育格差の現状とその問題点

1-1, 日本における教育格差の現状

最初に、教育格差とは、「学習機会の有無や学力の高低のような結果の差を直接指すのではなく、子ども本人に変えることのできない初期条件である『生まれ』と結果に関連があること[1]」であると定義される。この「生まれ」によって、教育成果（学力や学歴）に違いがあることを教育格差と呼ぶ。この「生まれ」には様々なものがあるが、なかでも出身家庭の社会経済的地位（Socioeconomic Status 以下 SES）と出身地域は主要な初期条件とされる。SES は文化的・経済的・社会的な要素を統合した概念であり、親の学歴・世帯収入・職業などで構成され、高いほど子供の教育にとって有利な条件であるといえるとしている。そこで、まずは、現状の日本における子どものいる家庭の社会経済的地位に関して統計データを通じてみていく。

厚生労働省が公表した 2019 年国民生活基礎調査によると、「相対的貧困の状況[2]にある 18 歳未満の子供の貧困率」〈図１〉は、2018 年時点で 13.5%であり、子どもの約 7 人に 1 人が貧困の状態にあるとわかる。

---

[1] 松岡亮 『子どもたちのいま「新型コロナが突きつけた教育格差」』（NHK 教育サイト、2020）https://www3.nhk.or.jp/news/special/education/articles/article_19.html（2021 年 11 月 15 日）。

[2] 国における等可処分所得の中央値の半分に満たない世帯。

〈図１〉[3]

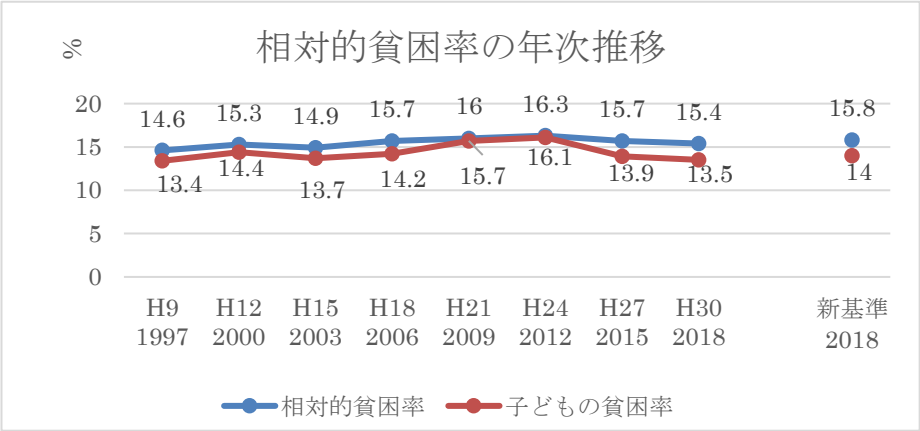

またその中でも、「ひとり親家庭（労働層が一人である家庭）の子供の相対的貧困率」〈図２〉は、18 年時に 48.1%と約半分のひとり親家庭において子どもは貧困の状態にあることがうかがえる。なお、経済協力開発機構（以下 OEDC）の所得定義の新基準[4]に基づき算出した「子供の貧困率」は 14.0%、「ひとり親家庭の子供の貧困率」は 48.2%となっている。この数字は、他の先進諸国と比べ、相対的に高いものであり、内閣府によると、日本の子供の貧困率は OECD 平均を上回っている[5]。

〈図２〉[6]

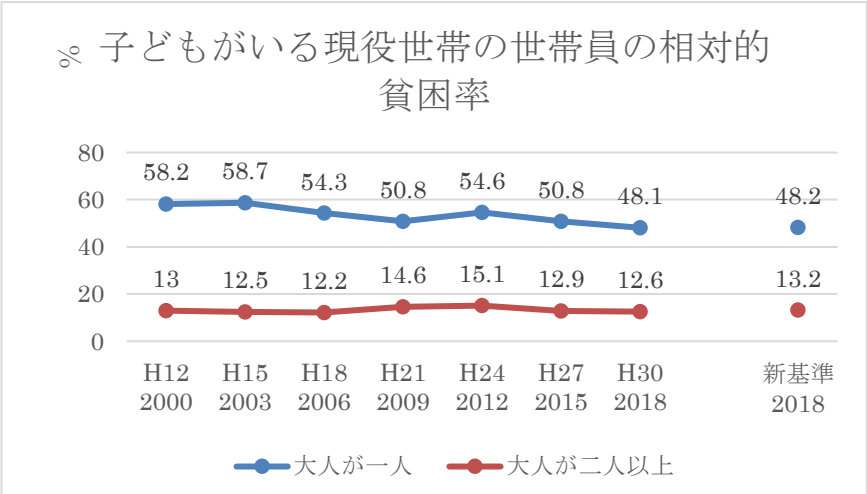

---

[3] 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課『ひとり親家庭の現状とその支援施策について～その1～』（2019）15 頁 https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000705274.pdf（2021 年 12 月 25 日）。

[4] 可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金・個人年金等を追加したもの。

[5] 内閣府『平成２６年度　子ども・若者白書（全体版）―第３節　子どもの貧困』（2014）https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1_03_03.html（2021 年 12 月 30 日）。

[6] 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・前掲注（3）15 頁。

1-2, 教育格差と社会的階層

次に、教育格差と SES との関連性について実際の統計データに基づき確認する。親の学歴や所得とその子どもの学力との間には、相関関係があると考えられ、親の学歴を三段階に分けて分析した統計では、子どもの学力や家庭での生活習慣、教育費支出などで階層間格差が存在するとされている。〈図３〉によれば、社会経済的地位が高い家庭の子どもと社会経済的地位が低い家庭の子どもとの学力の差を表す「High-Low Gap」の値が最も高くなっており、SES が高い家庭の子どもは SES が低い家庭の場合と比べて相対的に学力が高くなっているといえることが読み取れる。

〈図３〉[7]

表 2. 社会階層ごとの 11 歳時のテストスコア差

	Language and Reading Skills					
	日本	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	日本
	小6	11歳	11歳	11歳	11歳	中3
High-Low Gap	0.73	1.01	0.67	0.73	–	0.57
	(0.02)	(0.05)	(0.04)	(0.04)	–	(0.01)
High-Medium Gap	0.49	0.56	0.34	0.45	–	0.37
	(0.02)	(0.05)	(0.04)	(0.04)	–	(0.01)
Medium-Low Gap	0.25	0.45	0.33	0.28	–	0.20
	(0.02)	(0.05)	(0.04)	(0.04)	–	(0.02)

	Mathematics Skills					
	日本	アメリカ	イギリス	オーストラリア	カナダ	日本
	小6	11歳	11歳	11歳	11歳	中3
High-Low Gap	0.75	0.94	–	0.68	0.57	0.72
	(0.02)	(0.06)	–	(0.04)	(0.08)	(0.01)
High-Medium Gap	0.45	0.55	–	0.45	0.37	0.47
	(0.02)	(0.05)	–	(0.04)	(0.07)	(0.02)
Medium-Low Gap	0.29	0.39	–	0.23	0.20	0.26
	(0.02)	(0.06)	–	(0.04)	(0.06)	(0.02)

注）Bradbury et al.(2015)p.99, Table 5.3 に日本の結果を追加して作成。各国のデータ定義等は、Bradbury et al.(2015)を参照されたい。( )内は標準誤差。

また、親の所得と子どもの学歴との関係においても、正の相関があるというデータが存在している。子供の貧困率がより高いひとり親家庭と他の課程の子供の学歴について比べると、平成 27 年のひとり親家庭における進学率と全世帯の大学進学率[8]に関して、近年、改善はみられるが、ひとり親家庭では 41.9%であるのに対し、全世帯では 52.1%と 10%近くの差があることがわかる。また、子どもの高校中退率〈図４〉についても、生活保護世帯では 4.1%であるのに対し、全世帯の方は 1.4%であり、生活保護世帯においては 3 倍近くも中退率が高くなっているのが現状である。

[7] 野崎華世『親の所得・家庭環境と子どもの学力の関係　：国際比較を考慮に入れて』（文部科学省　国立教育政策研究所、2018）11 頁
https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h28/nier_dps_008_201803.pdf
（2021 年 11 月 15 日）。

[8] 専修学校等を含まない。

〈図４〉[9]

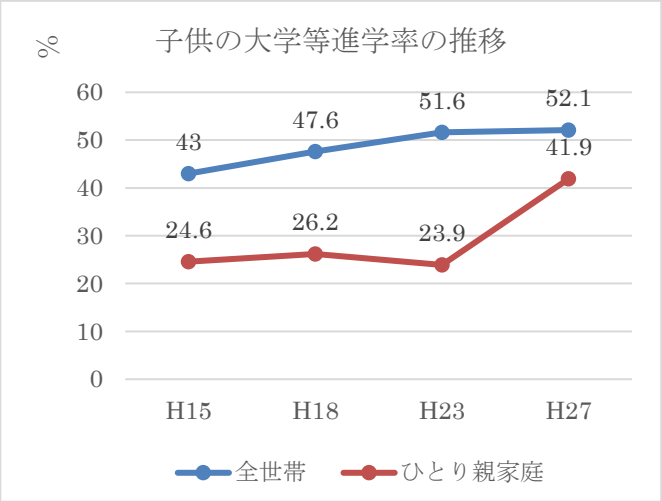

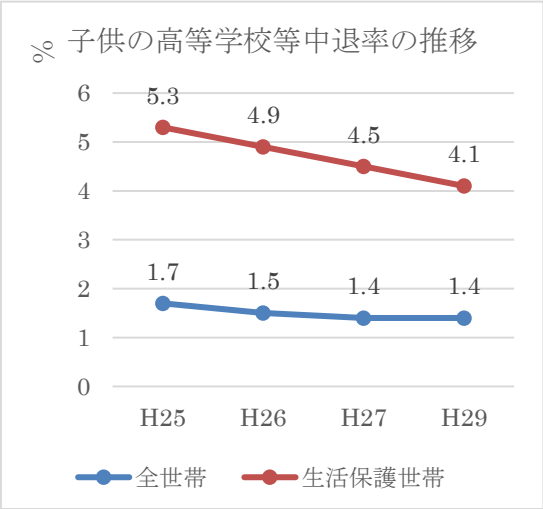

以上のように、日本の現状として、子どもの貧困率は高いものであり、特にひとり親家庭における子どもの貧困率は、OECD 加盟国の中で最下位となっている[10]。また、親の所得と子供の学力・学歴には正の相関が認められることから、日本における教育格差の影響は、決して小さなものとは言えないと考える。

1-3, 教育格差による弊害

次に、このような教育格差や子どもの貧困によってもたらされる社会的損失についてまとめておく。まず、一番深刻な問題として、格差の固定化による次世代への影響が挙げられる。この格差の固定化は貧困層などの一部の子供たちが教育を受ける機会を奪われる点において人権上、大きな問題となるだけでなく、それによって、適切な教育を受けることができれば開花されたはずの才能ある人材の喪失という点で、社会的にも深刻な人材資源の損失となる。実際に統計データ〈図５〉によると、「学歴別の生涯年収」は、男性の場合、高卒で約 2 億 1370 万円であるのに対し、大卒では約 2 億 7210 万円と約 6000 万円の違いがみられる。女性の場合、高卒で約 1 億 5200 万であり、一方で大卒では約 2 億 1570 万とこちらでも約 6000 万円の差がみられる。このように学歴と年収には一定の相関関係が認められる。そのため、家庭環境により大学に進学することができなかった子どもは、そうでない子どもと比べ、将来的な社会階層が低くなる傾向があるといえる。加えて、その子どもが大人になり、家庭を持った際に、さらにその子どもは相対的貧困に陥ることとなり、十分な教育の機会を得ることができず、親と同じように低い社会階層となる傾向が認められる。

---

[9] 内閣府『第６回　子供の貧困対策に関する有識者会議―子供の貧困に関する指標の推移』（2019）3-4 頁 https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_6/pdf/s1.pdf（2021 年 12 月 27 日）。

[10] 内閣府・前掲注（5）。

〈図５〉　学歴別生涯年収（2018）[11]

学歴	男性	女性
高校卒	2 億 1370 万円	1 億 5200 万円
大学・大学院卒	2 億 7210 万円	2 億 1570 万円

このような教育格差による社会階層の固定化は、さらに次の二つの弊害をもたらすとされている。一つ目の弊害は、多くの貧困層を生み出すことである。貧困層は職場においては単純労働に従事している場合が多く、昇進の見通しはなく、退職金や福利厚生も十分でないことが考えられる。また、健康状態に関しても、とくに精神的な面でよいとはいえず、うつ病、その他の心の病気を抱える人が多く、そうでなくとも抑うつ傾向を示す人が多い。加えて、この層の人たちは経済的な理由から結婚して家族を形成する機会も喪失することとなる。以上のことから、貧困層の増加を招くことは、これらの人々に憲法 25 条で保障されているはずの生存権をはじめとする人権が十分に保障されていないという点で問題である。

次に、二つ目の弊害は、社会的コストの増大である。貧困層が増加することにより、その増加の分だけ税金を払うことができない人が増大することになるため、税収の減少につながる。加えて、生活保護費をはじめとした社会保障の支出も増大することにつながるため、社会的コストが大きく増加することとなり、社会全体が貧しくなることにつながるという問題も発生する。

第２章　教育格差と運平等主義

2-1, 何が教育格差に含まれるか

第１章では、日本における教育格差の現状やその問題点について言及した。しかし、教育格差の是正を検討するうえで、「何が教育格差に含まれるか」という疑問が生じる。前章でみたように、教育格差は本人に帰することのできない初期条件である「生まれ」によって生じる格差である。このように、不平等がどのように生じたかという点に注目し、個人の制御を超える運の部分については、個人の責任の範囲外であるとする見解として、運平等主義が存在する。この章では、教育格差の範囲について考えるために、「どのように不平等が生じたかに関わらず、格差は道徳的関心を惹起するか」という問いへの応答の一つである運平等主義の考察をしていく。

[11] 独立行政法人『ユースフル労働統計―労働統計加工指標集』（労働政策研究・研修機構、2020）https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/kako/2020/documents/useful2020.pdf（2022 年 1 月 3 日）。

2-2, 運平等主義における運とその構造

まず、運平等主義における二種類の運について説明する。ロナルド・ドウォーキンは、ギャンブルにより境遇が悪い人々とハンディキャップによって境遇が悪い人々について、前者は意図的にリスクを選択しており、後者はそうではないという点で重大な相違があると主張する[12]。この二つの意味の不運を対比するうえで、ドウォーキンは運の二類型を提案する。「所与運」と「選択運」である。

「所与運」とは、「ある個人の制御を超えたタイプの運」であると定義される。ドウォーキンによると、個人は「所与運」の影響に対し責任を負うとすることはできず、そのため、「所与運」の悪影響により、他の人々よりも境遇が悪い場合、それは補填されるべきであるとしている。

一方で、「選択運」は、「ある個人の制御下にあるタイプの運」と定義される。ドウォーキンは、個人は「選択運」の影響に対しては責任を負い、「選択運」の悪影響によって他の人々より境遇が悪くともその補填は正当化されないとしている。

ドウォーキンは、このような二種類の運についての区別に基づくことで、最も一般的な運平等主義の定義を示すことができるとしている。その定義によると、運平等主義は不平等について、それが「所与運」のもたらす影響の違いを反映している場合には、悪ないしは不正義であるとする一方で、それが「選択運」のもたらす影響の違いを反映している場合には、悪ないし不正義ではないとしている。つまり、運平等主義は次の二つの点を主張していることがわかる。一つ目は、「所与運」のもたらす影響の違いはその「所与運」の悪影響に対する補填を通じて中立化されるべきということであり、二つ目は、「選択運」のもたらす影響の違いはいかなる保証も要求しないことである。ただし、ここで運平等主義が中立化を図るのは、「所与運」のもたらす影響の違いであって、「所与運」の原因そのものではない点に注意がいる。例えば、運平等主義は、身長や人種、性別の差異を根絶しようとするわけでなく、それらの差異から帰結する不平等を根絶すべきとしているのである。

2-3, 選択運とは何か

運平等主義は、「所与運」がもたらす結果の違いを是正し、「選択運」による結果は個人の責任であるとする。これを教育格差の場面に当てはめると、「所与運」による教育の結果の格差は、教育格差である、言い換えると、「選択運」による教育の結果の差は、教育格差でないこととなる。そのため、教育格差の範囲を考えるうえで、この「選択運」とは何かが重要となる。

ドウォーキンによると、「選択運」とは、「ある者が特定のリスクを予期したはずであり、そしてそのリスクを冒すことも辞退することもできたとき、その者は当のリスクを受け入れることによって得をするか損をするか、という問題[13]」と定義されている。この定義によ

---

[12] ロナルド・ドウォーキン『平等とは何か』（木鐸社、2002）105 頁。
[13] ロナルド・ドウォーキン・前掲注（12）105 頁。

ると、「選択運」であるという条件として、以下の二つの要素が存在するとしている。

一つ目の条件は、意図的な選択であることである。ある特定の不幸の事例が選択運の結果であるというには、当人によってなされた何らかの意図的かつ計算づくの選択が存在しなければならないとされる。

二つ目の条件は、熟慮のうえでの複数の選択肢の中から選択できるということである。ある個人がある特定の行為を遂行する以外の選択肢を全く有していない場合、その個人は真にその行為を選択したとはいえず、たとえその選択の結果として、その個人の状況が悪いものになったとしても、そのような帰結となった責任を負わせるべきでないとする。この条件を教育の面でみると、児童養護施設で生活する子供たちの事例があげられる。このような子供たちの多くは、自らの意志で大学進学を希望しないが、その決定には、初めから成就できない希望は望まないという不十分な選択肢による影響が大きく関係している。

2-4, 選択運と所与運の境界線

「選択運」である条件については明確にしたが、「選択運」と「所与運」との間の線引きという問題はまだ残っている。そこで以下では、「選択運」と「所与運」との境界線に関する四つの見解について解説を通じ、教育格差の範囲について検討する。一つ目は、「無運説」と呼ばれる見解である。これは、すべて「選択運」であるとする見解であり、ほぼすべての不平等は、「選択運」のもたらす影響の違いを反映しているため、ほぼすべての人々は、悪い結果に対し責任を負わされてもよいとする。そのため、教育における格差に関しても、当人の負うべき責任であり、「所与運」に起因する教育格差は存在しないとする。しかし、この立場は、補償を必要とする不平等はほとんど存在せず、多くの不平等を放置する点で非平等主義的な見解であり、運平等主義の支持者たちの間からは支持されていない。

二つ目の見解は、すべて「所与運」であるとする「全運説」である。この説によると、ほとんどすべての不平等は、「所与運」のもたらす影響の違いを反映しているため、悪い結果に対し責任を負わされてもよい人々はほぼいないとする。この見解は、「選択運」の多くのケースで何らかの「所与運」の要素が部分的に含まれていて、「純粋な選択運」がほとんど存在しないことから、「選択運」と「所与運」との間の線引きが困難であることに起因して生じたものである。「全運説」において、「純粋な選択運」は、「ある個人が不確実性やリスクがまったく存在しない状況下で意図的に選択し生起させる結果[14]」とされているが、この説には次のような批判が向けられている。まず、他者よりも境遇が悪くなることを意図する人などほとんど存在しないため、現実に即していないという指摘がなされる。また、「全運説」における「純粋な選択運」概念には、不確実性ないしはリスクがまったく含まれておらず、運とは呼べないことから、「純粋な選択運」という概念は理解不能であり、全く意味をなさないことも問題となっている。

三つ目の見解は、ピーター・バレンタインの「初期機会平等説」である。この見解は、

[14] 広瀬厳 『平等主義の哲学－ロールズから健康の分配まで』（勁草書房、2016）65 頁。

人生の早い段階で人々の初期の機会ないし見通しが平等化されるべきであるとし、人々の後々の人生における所与運の悪影響に対する補償に関しては、特定の条件下のみ補償を要求する点で標準的な運平等主義（「全運説」）と異なっている。その特定の条件として、その補償が人々の出生時における生涯機会の期待値を増加させる場合に限るとしており、「所与運」がもたらす影響の違いが保障されるか否かは、その期待値に依存することとなる。

四つ目の見解は、マーク・フローベイの「出直し説」と呼ばれる立場である。これは、人々が自らの選好を変えることを条件として、人々の後々の人生コースで複数回にわたって見通しの平等化を要求することができるとする考えであり、「初期機会平等説」が人々の人生の始まりにおいてのみ見通しの平等化を図っている点と異なっている。この見解によると、人々は、随意的な選択をするも悪い状態に陥る人も存在し、そのような人は、過去の選択を後悔し、人生計画を変え、新たな選好を有するようになるとしている。そうしたうえで、このような人々に対し、資源の分配を通じてサポートする立場をとっている。しかしながら、この見解は、人々が自らの選好を変更するとの前提が満たされれば、本人の意図する選択に依りながらも、何度も見通しの平等化を要求できる点で寛容すぎるとの批判が向けられている。

以上の四つの見解があるが、教育格差の範囲について考えるうえでは、「全運説」か「初期機会平等説」が適していると思われる。個人の努力の規定要因について、親の社会階層が高い家庭の子供（A）とその正反対の子供（B）では、努力性向に顕著な差がみられ、そのまま学業成績の差につながるとされている。この努力の諦めは、自己責任であるとすることもできる。しかし実際には、（A）は努力すれば報われることを日常生活のなかで体験しており、一方で、（B）は努力が報われない現実を日々見せられ、努力に意義を感じない。このように、階層の差は単に教育の機会だけでなく、子供の心理的な面にも影響しているため、個人の責任でない運の部分を広く認めないと、公正とはいえないと考えるためである。

第 3 章　目的論的平等主義による再分配の正当化

3-1, 再分配の正当化根拠

第 2 章では、運平等主義に基づき「何が教育格差に含まれるか」の境界線について考察を通じて、どのような場合に格差は是正されるべきかについて触れた。この章以降では、なぜ不平等は、是正されるべきか、つまり、再分配の正当化根拠について三つの立場から考察していく。

まず、多くの人は、ある分配状況をより善いものにするためできることの一つとして、異なる人々の間の平等を目標にすることを挙げる。そこで、この章では、このような平等

主義は何を根拠としているかについて述べていく。

3-2, 平等主義の分類と特徴

最初に、平等主義者は当然、平等を信じており、この平等を信じる方法として二つあるとしている。目的論的平等主義と義務論的平等主義である。デレク・パーフィットはこの二つの見解に関して、目的論的平等主義は、「帰結をより良いものとするために平等を目指すべき」と考える見解であり、一方で、義務論的平等主義は、「帰結をより良いものにするためでなく、他の道徳的理由のために平等を目指すべき」とする見解であると定義している[15]。この内、本稿では、目的論的平等主義に注目して考察していく。

この立場は、平等は帰結をより良くするものと考えるため、「平等原理」を受け入れているとされる。「平等原理」とは、「ある人々が、他の人々よりも境遇が悪いとすれば、それ自体として悪い」とする原理であり、平等が帰結をより善くするのは、それが個人間の不平等という悪を縮減するためとする。パーフィットは、この「平等原理」は「目的論的平等主義」を特徴づけるものとして必要かつ十分な条件であるとする一方で、この原理のみで目的論的平等主義を特徴づけることは、人々の直観に反すると主張する。次の〈ケース１〉を想定してみる。

〈ケース１〉[16]

（1）全員が 150

（2）半分が 199　半分が 200

（3）半分が 101　半分が 200

このような〈ケース１〉について、「平等原理」にのみ関心がある純粋な平等主義では、（1）を最善とする。しかしながら、我々の多くは、（2）の方が望ましいと考える。これは、「人々の境遇が良いとすれば、それはそれ自体としてより善い」とする「効用原理」をも受け入れているためである。このように、我々のほとんどは、「平等原理」と「効用原理」の双方を取り入れる多元的見解を受け入れており、より平等でかつより効用が大きいほうが善いと信じているとされる。

また、パーフィットは平等の価値の性質について「道具的価値」と「内在的価値」という二つの考え方を説明した上で、「内在的価値」と考えるほうが妥当であるとする。これら二つの立場について説明すると、「道具的価値」とは、不平等によってもたらされる対立や妬み、ある人々を他の人の権力下に置くことなどの諸結果を考慮するがために、平等であるべきと評価する立場であり、一方で、「内在的価値」を有するとする立場からは、平等はそれ自体で善いとする、言い換えると、不平等はそれ自体悪であると考えられている。パーフィットは、平等の価値の性質について上記のように分類したうえで、次のような場面を挙げ、「内在的価値」であるとしている。

---

[15] デレク・パーフィット「平等か優先か」137-138 頁。

[16] デレク・パーフィット・前掲注（15）140 頁。

〈ケース２〉[17]

世界の人口の半分ずつは、他の半分が存在していることに気づいていない世界において、

（１）半分は 100　半分は 200　の世界

（２）全員が 145　の世界

この場合に、目的論的平等主義は、（１）について、人々の平均的な境遇が良い点では善いが、ある人々が他の人々よりも境遇が悪い点で悪いとし、この不平等による悪さがそれ以外の利益を道徳的に上回るとし（２）の方が善いと判断する。しかしながら、「道具的価値」の立場では、このように主張するうえで、不平等がもたらす結果に訴えることはできないとされている。なぜなら、〈ケース２〉のような完全に切り離された世界では（１）の不平等は、境遇が悪い集団に対し何ら悪い影響をもたらさないためである。そのため、（１）が不平等ゆえに悪いと主張するためには、不平等それ自体が悪いとする「内在的価値」と考えるべきであるとパーフィットは主張する。

3-3, 平等主義へ向けられる二つの批判

以上のように、パーフィットは、目的論平等主義の内容に関して区別した上で、目的論的平等主義について、より平等でかつより効用が高いことを善とする多元的見解を採用し、平等それ自体に価値があるとする考え方が、我々の認識に適うとしている。しかしながら、パーフィットは同時に、平等主義に対して、二つの批判を向けている。

一つ目の批判は、「水準低下批判」である。まず、ここでいう水準低下とは、より境遇が良い人々の境遇が他の境遇の悪い人々に何ら便益を与えることなく、悪化することであると定義される。これを教育に当てはめると、より有利な生徒たちの教育の機会を制限するという形での教育機会の平等がなされた場合、それによって、不利な生徒の境遇が何らの影響も与えないが、有利な生徒は教育機会の制限によって、境遇が悪化することとなる。パーフィットは、目的論的平等主義者は平等をそれ自体で善いものとしており、水準低下が帰結をより平等にするため、水準低下後の状況を少なくとも一つの面ではより望ましいものと判断すると指摘する。このような判断は、多くの人にとって受け入れがたいものであり、教育のケースにおいても、経済力・教育熱の高い家庭からは、教育への投資によってより高いレベルへ行けた子供の足かせになるとして、不満をもたれることになる。このような批判をパーフィットは、「水準低下批判」と呼ぶ。

この「水準低下批判」は、目的論的平等主義者にとって非常に重大な問題となった。そのため、平等主義の立場からは、「平等がそれ自体を目的として価値をもつのは、平等が誰かに便益を与える場合のみ」とする「条件付き平等主義」によることで、「水準低下批判」を回避できるとの再批判がされている。しかし、誰かに便益を与えることと、福利の格差が縮小されることはまったく別個の事実であり、前者が生じた場合にのみ、後者が肯定される理由について言及がなされていないとの点で、問題が残るとされている。

---

[17] デレク・パーフィット・前掲注（15）144 頁。

二つ目の批判は、「射程問題」と呼ばれる批判である。先述の〈ケース２〉のように、完全に切り離された世界においても、目的論的見解からは、不平等それ自体悪であることから、二つの集団がより平等であるべきと判断する。しかしながら、このような判断は、以下の場合に我々の直観に反することになるとパーフィットは、主張する。〈ケース２〉において、一方がすでに絶滅している古代の人々であったとしても、目的論的見解においては、不平等は悪であると判断する。しかしながら、このような判断は、多くの人の直観に反するものであるとしてパーフィットは批判する。このような批判は、「射程問題」と呼ばれる。

第４章　優先主義による分配の正当性の根拠づけ

4-1, 位置財としての教育

第３章でみたように、目的論的平等主義には、「水準低下批判」と「射程問題」という二つの大きな問題が向けられている。このような批判への再批判として、教育機会の平等化を唱える立場からは、教育という財はその性質として、位置財としての面も有するとの主張がなされる。位置財とは、財の相対的所有がその絶対的な価値に影響を与えるような財である。具体的に示すと、大学進学率が低い中での大卒という肩書は、非常に高い社会的価値を有する一方で、大学進学率が高い場合、大卒という肩書の社会的価値はそれほど高くなくなる。このように、位置財は、「全員が十分に持つことはあり得ず、誰かが利得を得れば、他の誰かが損失を被る[18]」という「ゼロサム的性質」を有している。

そのため、教育機会の平等化によって、有利な生徒たちの教育機会を制限することは、同時に、不利な生徒たちの状況を絶対的に改善することになる。

このように、絶対的に不利な境遇にある人々に注目することで、「水準低下批判」を克服する考え方は、優先主義と関連がみられる。そこで、この章では、優先主義について考察していく。

4-2, 優先主義とは

優先主義は、デレク・パーフィットにより目的論的平等主義に向けられる二つの問題への対応を動機として主張されたものである。その定義は、「人々の境遇が悪いほど、その人々に便益を与えることはより一層重要である[19]」とされる。この優先主義は、その本質上、「非相関性」と「限界道徳善逓減」という二つの特徴を有する。以下、これらの特徴について説明していく。

---

[18] 宇佐美誠ほか『正義論　ベーシックスからフロンティアまで』（法律文化社、2019）164 頁。

[19] 広瀬厳・前掲注（14）108 頁。

まず、「非相関性」とは、一定の便益がある個人に与える善の大きさは、その個人の境遇が他の人々の境遇よりも良いか悪いかという相対的な視点でなく、他の人々の境遇とは独立して決定されるべきとするものである。そのため、優先主義において、人々がより悪い境遇にあるとは、彼らが本来そうあるべき境遇より絶対的に低い福利水準にあることとされる。具体的な例として、高い山の山頂付近に住む人々と、山のふもとに住む人々がいる場面を想定する。このとき、山頂付近に住む人々は、呼吸が苦しいはずであり、その理由として、ふもとに住む人々よりも高いところに住んでいるためと考えるもできる。しかし、たとえふもとに誰も住んでいなくとも、山頂付近に住む人々の呼吸は苦しいはずであるといえる。このように、相対的でなく、絶対的な視点に依拠する点で「非相関性」といわれる。

この「非相関性」は、功利主義にも同様にみられる特徴である。しかし、優先主義と功利主義は全く異なっている。それは功利主義が、より境遇の悪い人々を優先するのは、その人々を援助するのがより容易である場合に限られるのに対し、優先主義は、より境遇の悪い個人の福利は、その人々を援助することがより困難であったとしても、より境遇の良い個人の福利よりもいっそう重要であると考えるためである。このような違いは、優先主義が二つ目の特徴として、「限界道徳善逓減法則」を有しているために生じる。そこで、次はこの二つ目の特徴について説明していく。

「限界道徳善逓減法則」とは、便益を与えられる人々の境遇の絶対的な水準が高くなるほど、これらの人々に与える利益の重要性が少なくなる法則である。これに対し、功利主義が受け入れる「限界効用逓減法則」は、追加的な資源から得られる効用の限界的な増加は逓減していくものであり、ある個人の福利一単位の道徳的重要性は一定であるとしている。一方で「限界道徳逓減法則」は、福利一単位の道徳的重要性は福利の絶対的水準が増加するほど、逓減するとしている点で大きく異なる。

4-3, 目的論的平等主義との比較

また、広瀬厳は著書『平等主義の哲学―ロールズから健康の分配まで』において、目的論的平等主義と優先主義の比較を通じ、優先主義の構造を精査している。広瀬によると、目的論的平等主義は優先主義と同様に、「より境遇の悪い人への便益に優先性を与える」ことを含意しているとする。そこで、両者の関係を考えるうえで、以下の二つの点について考える必要があるとしている。一つ目は、「より境遇が悪い人への便益に優先性を与える」とは何かという点であり、二つ目は、目的論的平等主義と優先主義とで、より境遇が悪い人へ便益を与える方法にどんな違いがあるかという点である。

まず、一つ目の点については、「最も広い意味での平等主義」であるとしている。「最も広い意味での平等主義」とは、「ピグー・ドールトン条件を満たす分配原理群のこと」であり、より境遇の良い個人からより境遇が悪い個人へ一定の便益を移転させることで、事態をより善くすることは、そのような移転が全体の福利に影響しない限り可能であると定義

されている。このように、「ピグー・ドールトン条件」は「全体の福利が不変であると仮定して、ある事態の善さが最大化されるのは、人々の福利が平等に分配されるときである[20]」ことを意味しており、「平等主義的な含意」を有する。この「ピグー・ドールトン条件」を満たす分配原理を「PD 主義」と呼ぶとしている。目的論的平等主義と優先主義は、双方とも「PD 主義」であり、優先主義は「平等へと向かう内在的なバイアス」を持つとしている。この共通点は、パーフィットも認めており、優先主義について「非相関的な平等主義者」とも表している。

次に、二つ目の問いに対しては、パーフィット自身が以下のように明らかにしている。優先主義によると、より境遇が悪いとは、ある個人が置かれる絶対的な水準においてのみであり、目的論的見解では、より境遇が悪いとは、他の人々との比較においてのみである。つまり、優先主義は絶対的な視点に依存する（非相関的）のに対し、目的論平等主義は他人との相対的な視点を基準とする（相関的）である点で異なっている。

4-4, 目的論的平等主義への批判への応答

以上のように、優先主義は目的論的平等主義と大きく異なる特徴として、「非相関性」を持つことが示されている。パーフィットは、優先主義を特徴づけることに加え、平等主義の代案として主張することで、「水準低下批判」と「射程問題」に応答することができるとしている。以下では、この応答について考察していく。

まず、「水準低下批判」への応答についてみていく。優先主義においては、人々の境遇について、他の人々が置かれている境遇と比較して良いか悪いかという相対的な基準でなく、その人々がそうであるべき絶対的な基準に基づき、優先性を与える。そのため、より境遇が良い人々の水準低下による不平等の解消が、他の誰にとっても利益とならない場合、当然そのような帰結を受け入れることはなく、「水準低下批判」を避けることができるとパーフィットは主張する。

次に、「射程問題」に対する優先主義の応答について説明していく。優先主義では、人々の境遇について、他の人々が置かれている境遇と比較して良いか悪いかという相対的な基準でなく、その人々がそうであるべき絶対的な基準に基づき、優先性を与える。そのため、〈ケース２〉のように完全に切り離された世界であっても、（１）よりも（２）の方が、より境遇の低い人々の便益が多いという理由から望ましいと主張することができ、「射程問題」に対応可能だとされている。

4-5, 優先主義に向けられる批判

優先主義は、平等主義への破壊的な批判であるとされた「水準低下批判」を避けることができるとのことから、多くの平等主義者は優先主義へと移ることになった。しかし、そのような優先主義にも問題があるとされており、ここでは、二つの批判について触れてお

[20] 広瀬厳・前掲注（14）116 頁。

く。

まず一つ目は、ロジャー・クリスプによる「ビバリーヒルズの事例」批判である。「ビバリーヒルズの事例」とは、境遇が良い人々（富豪）と境遇がとても善い人（大富豪）の二つの集団に対し、どちらかに上質なワインを与える場合、優先主義によると、福利の絶対的基準に照らし、富豪が大富豪より不利であることから、上質なワインを送る対象として富豪が大富豪より優先すべきとする。しかしながら、多くの人はワインを送る対象として富豪と大富豪は無差別であると考える。ここから、実際には、いったん受益者が一定水準を超えると優先主義的関心は機能しなくなるとクリスプは主張する。

二つ目の批判は、優先主義は個人内・個人間ケースを区別できず、人格の別個性を侵害するという批判である。これは、オーツカとヴアホ―ヴによる個人内と個人間の分配判断の関係の考察を通じたものであり、以下のようなケースを想定する。

〈ケース５〉：個人内ケース[21]

現在は完全に健康だが、じきに補助なしで生活できる程度の「わずかな障害」あるいは他人の補助なしには生活できない「非常に深刻な障害」のどちらかになる個人が存在する。これらの障害に有効な治療法はあるが、そのためには、この個人がのちのどちらの障害を負うか判明する前に、治療をしなければならないと仮定する。また、両方の治療を受けることも当然にできない。「わずかな障害」への治療は、傷害を完全に取り除くことができる。「非常に深刻な障害」への治療は、「わずかな障害」には効果はないが、車いすによって自分一人で生活できる程の障害にまで押し上げることができる。

このようなケース５について、オーツカとヴアホ―ヴは、多くの人々はこれら二つの治療を選択するうえで、無差別であると主張した上で、同様のケースを同じ人数の二つの集団で想定する。

〈ケース６〉：個人間ケース[22]

現在は、どちらの集団も健康だが、一方は後に「深刻な障害」を負うとわかっており、他方は、後に「わずかな障害」を負うことがすでにわかっていると想定する。

このような場合、オーツカとヴアホ―ヴによると、我々の多くは「非常に深刻な障害」に向かう人々への治療を優先するとしており、人々の直観は個人内ケースと個人間ケースで大きく異なると主張する。しかし、優先主義においては、個人内・個人間ケースのどちらにおいても、「非常に深刻な障害」をもつ人々の治療を優先する。このように、優先主義は個人内・個人間ケースを区別できず、人々の直観に反するものであり、「人格の別個性」を侵害するというのが批判の内容である。しかしながら、この批判は、「人格の別個性」という概念が、道徳的な意味においてどれほど重要か明確になってないにも関わらず、その重大さに依存しているという点で問題があるとされている。

---

[21] 広瀬厳・前掲注（14）129 頁。
[22] 広瀬厳・前掲注（14）130 頁。

第５章　十分主義に基づく分配の正当化根拠

5-1, 目的論的平等主義・優先主義への疑問

第４章より、目的論的平等主義と優先主義は、どちらもより境遇の悪い人への便益に優先するべきとしている。しかしながら、優先主義への批判である「ビバリーヒルズの事例」のように、最も境遇の良い人々以外のすべての人々は境遇が悪いとして、境遇が良い人々にさえ優先性を与えることに疑問を持つ人も生じる。このような人々は、優先性を与えるべき境遇の悪い人々について、優先性が及ばなくなる上限があると考えており、この考え方は、十分主義と呼ばれる。この章では、その十分主義について解説していく。

5-2, 十分主義と二つのテーゼ

十分主義は、福利水準が一定の最低限値（閾値）を下回る人々の便益には、絶対的な優先性が与えられ、この値を上回る諸個人の間では何の優先性も与えられず、再分配を否定するものと定義される。この十分主義は、「積極テーゼ」と「消極テーゼ」という二つのテーゼより成り立っており、以下では、これら二つのテーゼについて言及していく。

まず、「積極テーゼ」は、「十分性水準を下回る人々への便益は、十分性水準を上回る人々よりも優先されるべき」とする。この考えによると、全ての人々が適切に設定された一定の閾値以上の水準に達することが重視される。これを教育に当てはめてみると、教育において重視されることは、平等（格差を埋め合わせること）でなく、適切性（最低限の教育として必要なレベルに達しているか）であるとしている。実際に積極テーゼが反映された例として、世界人権宣言２６条・国際人権規約 B 条・児童の権利条約２８条に盛り込まれた、初等教育の義務化・無償化のアイディアがある[23]。

次に、「消極テーゼ」は、「十分性水準を上回る人々への便益は、何らの優先性も与えられない」とする。そのため、十分主義によると、より境遇が良い人々の水準低下によって、他の誰にも何ら利得にならない形での格差是正は、「消極テーゼ」に反し望ましくないとするため、「水準低下批判」を避けることができる。また、閾値以上の水準にある諸個人間では何の優先性も与えられないとするため、優先主義への批判である「ビバリーヒルズの事例」に対応することができるとされる。境遇が良い人と境遇がかなり良い人がいたとしても、どちらも閾値を上回る境遇であるため、両者を無差別とするためだ。

5-3, フランクファートの員数説

さらに、十分主義の構造や特徴について精査していくうえで、十分主義を明示的に提唱した最初の人物であるとされるハリー・フランクファートの「十分性原理」を考察してい

---

[23] 『世界人権宣言第２６条【教育についての権利】』
「すべての者は、教育についての権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的な段階においては無償とする。――――（以下、略）」。

く。

この「十分性原理」によると、「道徳的に重要なことは、全ての人が同じだけ持つことでなく、各人が十分に持つこと[24]」であるとされる。そのため、十分性水準を上回る人数を最大化すること、つまり、十分性水準を下回る人数を最小化することが道徳的に重要となる。このように、人々の総数が一定の場合に、十分性水準を下回る人々をできるだけ多く閾値以上に引き上げることをフランクファートは意図しており、これを「員数説」と呼ぶ。

しかしながら、この「員数説」は次のような批判を向けられる。その批判とは、閾値を下回る人々の間にある格差に対応できないというものである。「員数説」によると、閾値に達する人々の人数を最大化することが最も重要であるため、閾値を下回る人々の間での優先性については触れられていない。そのため、閾値をわずかに下回る人が多数存在するような場合、閾値を大きく下回る人を引き上げるよりも優先されることとなる。これは、多くの人の認識に反するものであり、受け入れがたいとされる。

5-4, クリスプの十分主義による反論

「員数説」へ向けられる批判の再反論として、ロジャー・クリスプの「同情原理」に基づく十分主義である「加重価値説」を紹介する。まず、「同情原理」とは、同情が生じる点である閾値を下回る人々の便益には絶対的な優先性が与えられるとし、閾値を下回る人々の間に関しては、それらの人々の境遇が低いほど、閾値を下回る人の人数が多いほど、問題となっている便益が大きいほど、人々に便益を与えることは重要になるとする原理である。そのうえで、閾値の上、または閾値より下の些細な便益に関しては、何らの優先性も与えないとしている。この「同情原理」に基づく十分主義は、以下の三つの特徴を持つ。一つ目は、十分性水準を下回る人々にそれを上回る人々に対しての完全な優先性を与える点。二つ目は、十分性水準を下回る人々の間では、より境遇の悪い人にとっての便益に相対的な優先性を与える点。三つ目は、その水準を上回る人々にはまったく優先性を与えないという点である。

加えて、他の十分主義にはない特徴として、クリスプの十分主義は、十分性水準をより下回るより境遇の悪い人への便益に相対的な優先性を与える。具体的な事例として、閾値を下回る個人が二人おり、一人の福利を１単位増加させることしかできない状況を想定する。加えてこの事例では、一方の個人は他方よりも境遇が悪くないが、その１単位の増加ではどちらの個人も閾値まで到達させることができない。この場合、フランクファートの十分主義では、二人とも閾値を下回る以上、我々は両者について無差別であるとするのに対し、クリスプの十分主義では、閾値のはるかに下にいる個人にとっての便益は、閾値のすぐ下にいる個人にとっての便益より優先するとしている。このようなクリスプの十分主義の特徴は、「積極テーゼ」とも「消極テーゼ」とも異なり、「十分性未満優先テーゼ」や「加重価値説」と呼ばれる。

---

[24] 広瀬厳・前掲注（14）144 頁。

5-5, 十分主義への二つの批判

しかしながら、このようなクリスプの十分主義に対しても、いくつかの難点が挙げられている。第一に、「員数説」への批判の反論として不十分であるということがある。「同情原理」においては、便益を与えられる人々の数が多いほど、便益を与えることは重要になるとされる。そのため、閾値をわずかに下回る人々へは、優先性は与えられないが、閾値を中程度下回る大多数の人々へ便益を与えることが、閾値を大きく下回る境遇の人々への便益よりも優先されることとなり、「員数説」と同様の問題がなお残ることが指摘される。仮に、この批判に対し、問題となっている便益の大きさを重視し、閾値を大きく下回る人々の方が優先されるように重みづけたとしても、今度は、「同情原理」のなかにある、閾値を下回る人数が多いほど優先されるとする原理が意味をなさないこととなる。

また、第二に、適切な福利の閾値を設定することはできるのかという疑問が向けられている。十分性水準は、多かれ少なかれ道徳上恣意的にならざるを得ない面があるとされる。例えば、ある個人の背が高いか低いかという問いに対して、身長 200cm の個人は背が高く、慎重 150cm の個人を背が低いということは間違いないといえる。しかし、一体何 cm から背が高い若しくは低いといえるか明確な線を引くことは困難である。これと同様に、境遇が良いと境遇が悪いとの間の明確な線を決定することが難しいという点が十分主義の問題として指摘されている。

まとめ

第３、４、5 章において、教育財の再分配における正当化根拠について平等主義、優先主義、十分主義という三つの立場を考察してきた。この章では、どの立場による再分配の正当化が正義に適うかについて個人の見解を示していく。

私個人の見解としては、優先主義に基づく再分配の正当化が最も多くの人の認識に合い、正義に適うものであると考える。理由としては、以下の三点が挙げられる。一つ目は、「水準低下批判」への応答がなされている点である。再分配についての三つの見解は、位置財という教育の財の性質上、より境遇が悪い人々の救済のためには、いずれも一定の水準低下は引き起こしてしまう。しかしながら、目的論的平等主義は、その本質として、より境遇が悪い人々を救済することなく、水準低下による格差是正を一つの面として肯定する点で、多くの人の認識に沿う、正義に適った根拠として受け入れがたいと考えるためだ。

二つ目は、十分主義による優先主義への批判がそれほど重大ではない点である。「ビバリーヒルズの事例」は、優先性を与える対象に上限を設けないために、境遇が良い人々にまで優先性を与えることへ批判であり、とても境遇が良い人々と境遇が良い人々とでは、無差別であるべきとしている。しかし、実際には、無差別というよりも、両者ともに優先性を与えるべきでないと考えるのが多くの人々の見解であると思われる。そのため、どちら

か一方に優先性を与えなければならない場合に、絶対的な水準でより低いところにいる人々の福利の改善として、境遇が良い人々に優先性を与えることは、何ら問題ないと思われる。

三つ目は、教育の財としての性質上、十分主義による適切な閾値の設定が非常に困難であると思われる点である。教育の位置財としての性質のため、大学進学率が高くなると大卒という肩書が持つ社会的価値はそれほど高くなくなるが、代わりに、より高い偏差値の大学を出ていることや高いレベルの中学校、高等学校への進学に力が入れられるようになると思われる。そのため、適切な閾値の水準が上昇することとなり、閾値の設定が事実上、不可能に近いものになると考える。

〔参考文献・引用文献〕

・宇佐美誠ほか『正義論　ベーシックスからフロンティアまで』（法律文化社、2019 年）
・デレク・パーフィット（堀田義太郎訳）「平等か優先か」広瀬巌編・監訳『平等主義基本論文集』（勁草書房、2018 年）
・橋本健二『新・日本の階級社会』（講談社、2018 年）
・広瀬巌『平等主義の哲学ーロールズから健康の分配まで』（勁草書房、2016 年）
・耳塚寛明『教育格差の社会学』（有斐閣アルマ、2014 年）
・宮寺晃夫『教育の正義論　平等・公共性・統合』（勁草書房、2014 年）
・ロナルド・ドウォーキン（小林公ほか訳）『平等とは何か』（木鐸社、2002 年）
・内閣府『平成２６年度　子ども・若者白書（全体版）―第３節　子どもの貧困』（2014 年）
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1_03_03.html
（2021 年 12 月 30 日）
・スコット・ギャロウェイ『金持ちにはわからない「親ガチャ」の悲しさ残酷さ』（東洋経済、2021 年）
https://toyokeizai.net/articles/-/478220
（2022 年 1 月 3 日）
・松岡亮『　子どもたちのいま「新型コロナが突きつけた教育格差」』（NHK 教育サイト、2020 年）
https://www3.nhk.or.jp/news/special/education/articles/article_19.html
（2021 年 11 月 15 日）

〔参考・引用資料〕

・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課『ひとり親家庭の現状とその支援施策について～その 1～』（2019 年）https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000705274.pdf
（2021 年 12 月 25 日）
・独立行政法人　労働政策研究・研修機構　『ユースフル労働統計―労働統計加工指標集』（2020 年）
https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/kako/2020/documents/useful2020.pdf
（2022 年 1 月 3 日）
・内閣府『第６回　子供の貧困対策に関する有識者会議―子供の貧困に関する指標の推移』（2019 年）https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/yuushikisya/k_6/pdf/s1.pdf
（2021 年 12 月 27 日）
・野崎華世　『親の所得・家庭環境と子どもの学力の関係　：国際比較を考慮に入れて』（文

部科学省　国立教育政策研究所、2018 年）
https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/h28/nier_dps_008_201803.pdf
（2021 年 11 月 15 日）